

案

令和 7 年 12 月 日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市消費者保護審議会
会長 松井 和彦

大阪市消費者保護条例に基づく商品の品質表示基準について（答申）

大阪市消費者保護条例第 33 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、大阪市長から令和 7 年 9 月 5 日付け大市民消費第 35 号により諮問のありました件について、別紙のとおり答申します。